

## 第4回 IT 総合戦略本部新戦略専門調査会 規制制度改革分科会 議事次第

1 日 時：平成26年5月19日（月） 16:00～17:27

2 場 所：中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1214会議室

### 3 議 事

(1) 開会

(2) IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに基づく  
取り組みのフォローアップ

(3) e-文書法の再徹底にかかる調査結果報告と対処方針とりまとめ

(4) 国家資格の取得更新時の講習へのe-ラーニング導入に関する調査結果報告

(5) 閉会

### 4 配布資料

【資料1】IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに基づく  
取り組みの進捗状況（概要）

【資料2】e-文書法の再徹底に関する調査結果報告及び対処方針（概要）

【資料3】国家資格の取得更新時の講習へのe-ラーニングの活用に関する調査結果（概要）

（参考資料1）IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン  
（平成25年12月20日 IT総合戦略本部決定）

（参考資料2）IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに基づく  
取り組みの進捗状況（詳細）

（参考資料3）「ITを活用した重要事項説明等の在り方に係る検討会」について

（参考資料4）e-文書法の再徹底に関する調査結果（詳細：構成員限り）

（参考資料5）国家資格の取得更新時の講習へのe-ラーニングの活用に関する調査結果  
（詳細：構成員限り）

（参考資料6）世界最先端IT国家創造宣言工程表改定案（規制改革関係部分）  
（構成員限り）

（参考資料7）新戦略推進専門調査会規制制度改革分科会委員名簿

### 5 出席者

國領座長、辻野構成員、舟田構成員、椋田構成員

内閣府 規制改革推進室

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 遠藤政府CIO、向井副政府CIO、

二宮参事官、濱島参事官、和田企画官、小浦参事官補佐

## 6 概要

<議事(2) IT利活用の裾野拡大のための規制改革制度改革集中アクションプランに基づく取り組みのフォローアップについて>

事務局から資料1及び参考資料2に基づき説明が行われ、以下の発言があった。

○☆がついている6番目の「国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し」に関し、残念ながら、企業にとって非常に使い勝手の悪い制度になっているということで、今、対処方針どおりの見直しが進んでいる。ここに書かれているとおり、ヒアリングということで、経団連も全面的に協力している。ただ、まだ見直しの方向性、出口が見えていないのが現状であるので、ぜひIT総合戦略本部の方から、Sマークがつくように働きかけをしていただければと思う。

具体的な中身については、1つは、タイムスタンプとか電子署名の義務付けの要件緩和。これは例えばIDとパスワードを併用する方式でいいのではないか。また、スキャナ保存できる領収書は3万円未満のものに限られるという制限があるが、企業実務において、領収書は金額の多寡にかかわらず厳格に管理しており、金額によってスキャナ保存の可否判定を行い、事務処理フローや保管方法を変えることは煩雑であるので、こういった制限については見直しができないか、といったことなど、現在、国税庁のヒアリングに対応する形で話を進めている最中である。ただ、27年度以降でできるだけ早くということで結構先の話になっているので、少しでも早く決着がつけば非常にありがたいと思っている。

○☆印のついている案件、規制改革推進室と協力してやっていくという案件であり、今言った御指摘も踏まえて、規制改革推進室と協力して、1個でも2個でも進むように具体的にやっていきたいと思う。

○御指摘の点を踏まえて、進み具合をしっかりとフォローしていきたいと思う。

○参考資料2の記号で、AとかSとかあり、ブランクはC以下ということか。

○ブランクについては、まだ結論が出ているタイミングではないということであり、その意味で、まだこの対処状況としての評価は付けていない。逆に、この評価を付けているものについては、今年の3月末とか25年度中とかに結論なり方向性を出しなさいとなっていたものについて、各省とも調整してこういう評価をつけさせていただいたということである。

○そういうのはCなのではないか。つまり、事案そのものの解決が求められていたものが解決してないということか。

○そういう意味では、現時点においてはそうということも言えるかと思う。

○Cがつくと何か都合の悪いことがあるのか。

○そこは、表現の仕方という面もある。もともとはこのタイミングにおいて結論出すことを求められていないものという事案についての整理や見せ方を、実際こういうものを作るときに丁寧に調整しないといけなかったのだが、今回、今年3月末の時点のタイミングでこの具体的対処状況が何かしかり成果を出すことが求められているものということについて、今回そういう評価を付けさせていただいた。次回以降、フォローアップするときの評価のつけ方についても相談等させていただければと思う。

○今の話だと、例えば1番で「26年度早期に立ち上げる」と書いてあり、まだ立ち上がっていないものは明らかにCがつくのではないかという気もする。

○そういう意味では、本当に今このタイミングだったら事実上Cと付いても問題ないというか、それが妥当だと思う。ただ、事務的なことで申し訳ないが、この具体的な対処条件、3月末の時点でどうなっているかというところをベースに、時点をそろえるためにそういう形にさせていただいたこともあり、3月末の時点ではCとつけるのはまだ早いということになる。恐らく、次のフォローアップのタイミングでは、さすがに何もやってないということになってしまうと、それは明らかにCということになるのだと思う。

○そのアクションがとられて、今の事例に挙がっている項番1の話で言うと、文科省の管轄だと思うが、全く動いてない理由というのはどこにあるのか。

○我々がお伺いしたところ、こういう会議を開くための準備は当然進めていると。ただ、人選等で、当初御想定されていた方の了解が得られなかったりというところで少し準備が遅れていると聞いている。

○そうすると、全く準備をしていないということではなくて、アクションはとっているのだが、人選等で予定よりもスケジュール的に遅れているという解釈でよいか。

○この手の会議を考えたときに、今日この会議があるからそれまでに間に合わせて何かやらなくてはとみんなに思ってもらえるような、そういう雰囲気を作っておくと物事がだんだん進むのだろう。もし本当に深刻な問題がないのであれば、毎回ここには必ず、その時点での進捗、評価が入るようにすると、それが影響力を持つようになるのではないか。

○次回以降、そういう形で進捗状況をもう少しはっきり評価できるような形でやることを考えていきたいと思う。

○今日は、3月31日時点で期限として掲げられたものについてのみ出したということ。

<議事(3) e-文書法の再徹底にかかる調査結果報告と対処方針とりまとめについて>

事務局から資料2及び参考資料4に基づき説明が行われ、以下の発言があった。

○船舶に係るマニュアルの類の電子化については一切検討しないということなのか。むしろ電子化しておいて、検索性とか、緊急時に該当項目をすぐに見つけやすいようにしておくとか、基本、電子化しておいて、万が一、その電子的なものが使えなくなったときにバックアップとして紙のものを置いておくといったようなオプションというのはないのか。

○今の御指摘、至極ごもっとも。我々も国交省とは、そういうやり方も可能ではないかといった調整を、限られた時間で繰り返しやってみたが、まだ今のところ、国交省の対応としては、万が一電気機器等にトラブルがあったときに閲覧できる形で置いておくことが一番大事だという、そこがまず前提になっているというところで、現実においてはそういったときの対応ができないような形で船に備えつけておくということ、現状認められないというのが今の先方のスタンスである。

　　今後は、実際船を持っている側からのニーズのようなことも、もし必要あれば確認した上で、そういったことができるかどうかというところを引き続き、国交省などと調整していきたいと思っている。

○資料2の2ページの上の表の中で「容認しない」というのに入っているものについて、何でもかんでも無理やり全部電子化にもっていくというような話は多分ないだろうと思う。ただ、この分科会として納得いくものと、納得いかないもので何とかしてほしいと思うものを少し仕分けたいということだと思う。

　　だから、これについては、少なくとも今の技術を鑑みると、余り言い続けられない方がいいというもの、この点については実現するまでしつこく言い続けるというものを分けて考えた方がいいのではないかなという感じがする。事務局がいろいろお話しいただいた上で、

ここの会でまたヒアリングやってもいいし、そういうことをしながら、納得しながら、でも、これはやるべきというものについては着実に進めていくというふうにしたらいいのではないかと思う。

○趣旨、理解した。それで、3ページのところで「容認しない」のところの94への対処方針というのがあり、現時点で一応、これはちょっと難しいだろうなど見てはいるのだが、おっしゃるとおり、いろんなニーズの変化だとかIT技術の進展とか、これらの制度を取り巻く環境というのはどんどん変わっていくので、定点観測していく必要があるということにしている。

また、今この中でこれを追いかけていく、追いかけていかないという仕分けの話が出たので、こういうものの中で特にどう重点化を図っていくのかというようなことについてはまた次回御相談させていただきたいと思っている。

○「容認しない」とした事例については、国交省がかたまりとして非常に大きい調査結果となっている。それは必然性が高い部分も恐らくあるだろうと思うが、今せっかく御指摘あったので、少し押さえていきたい。

○地方税に絡む事案は、前段の国税の議論と絡んでくるところであるかと思う。

○総務省くらい全部やりなよと言ってもいいのではないか。

○総務省のところは、この地方税のところと、あと政治資金の話があって、これから我々が切り込んでいく上で、地方税が、先ほどの国税さんの縦覧が出て、リストアップされているわけであるが、地方でどういう対応ができるのかということ判断しなければならないという難しさと、それから、政治資金の方は、主体が要するに選挙で政治を目指す方々ということで、これの現物性とかどう考えるのかということ即座になかなか判断しがたいというところがあったので、今回はこういう措置にした。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、94件への対処方針の中でどうこなしていくかというがあるので、御相談させていただきたいと思っている。

○地方税の絡みのところは、「検討する」という類のカテゴリーに入っているものである。まさに国税関係の帳簿書類の電子保存に関する検討状況も踏まえ、地方税関係の書類保存、電子保存の可能性についても、先ほど御指摘のあった点とある意味連動するような形で検討していただくということで、今、我々との間でも話をしているところ。

○例えば真正性が担保できないからとかいうのがこの IT の規制の話の中で連綿と言われ続けているが、その手の話はやはり突破することをしていけば突破できるはずであるし、逆に言うと、いろんな決済の電子化を進めたり、帳簿が電子化していく方がむしろ透明性が高まるという部分もあるだろうと思う。だから、その手のものはしつこくいい方向へ向けてやり続けていくという努力を多分するべきだろうなど。

○これは一つ一つ何個か見ると、国交省が発行している。そういうものを船なら船とかなんかにくっつける。そうすると、国交省はどうやって記録を管理しているのか。もしそこが電磁的に管理していれば別に問題ない。だから、国交省がひょっとしたらペーパーなのではないのか。どうなっているのかというところをチェックすべき。

○船なんかは、そこにあるというのが大事、そういう意味の現物性でないかと想像する。それに比べると、その事業者自体が許可を持っているとか登録しているということ自体であれば、その事業者の本社に乗り込んで、ここにある、見えることが大事だということにはならない。

例えば、貸金業法における加入貸金業者の名簿を、事務所を訪問し、そこで閲覧できないければいけないのではないのかというのはどうかなという気もするし、あるいは、放送法関係の認定証、これは現物性が高いと書いてあるが、そうでしょうかという気がするから、現物性ということの中身を少し調べていただければという気もする。

○今、御指摘のあった、放送法に係る認定書、これはまさに現物性がというところで、現状、紙ベースでということになっているものだが、総務省において、無線局の免許状を電子的に発行しようということ、今、御検討されているところ。この検討の結果を踏まえて、認定証についても電磁的記録の形での保存ができるのではないかとということで、今、検討されている。そういう意味で、この事例がうまくいけば、場合によってはこういった形でのやり方みたいなことを、ほかの認定書なり証明書なりの類で書面保存を義務づけたりにしているものについての横展開というか、考え方の整理みたいなことは、この放送法絡みのいろんな認定証の検討を踏まえてやることができるのではないかとという意味で我々も注視している事例の一つ。

○多分、ここにできない理由を書いていることが、日本がいつまでたっても国連の電子行政ランキングで 17~18 位ぐらいをうろうろしている最大の理由ではないかと思っている。むしろ電子行政ランキングのトップにあるような国々を幾つか見ていき、実際どういう形でこの真正性を確保しているのかとか改ざんされないような工夫をしているのか、チェックしていただき、日本の優れた技術で、そういったことができないのか、海外の状況、とりわけ先進的な事例をお調べいただくことが重要ではないかと思う。

○韓国のセウォル号の認定証は、どうなっていたのだろう。要するに非常に危険な状態に改造されてしまっていたにもかかわらず、OKになっていたら問題。これは、日本はちゃんと安全担保に係る取り組みをしなければならないという意味。言いたいのは、紙で真正性が保障されているということを勝手に思い込むのも危ない可能性あるのではないのか。一回出たものが、例えば何年サイクルで見直しているかとか、そういうことも含めて一緒に見ないとまずい。狙いは安心・安全な社会を作ることのためにある証明書だから、その辺を一緒に入れて調べよう。

○作業が膨大で申し訳ない部分もあるので、メリハリつけて、ここの部分に対応する、寝かせる部分は寝かせてもいいと思う。そのためにも、これはちゃんと追いかけてみようというものについて狙いを定めて、そこは、海外の事例であるとかというようなものをくっつけながら議論を続けていく。そのためにも、さっきの評価区分みたいなものも大事になってくるだろうと思うのでよろしく願います。

<議事（４）国家資格の取得更新時の講習へのeラーニング導入に関する調査結果報告について>

事務局から資料3及び参考資料5に基づき説明が行われ、以下の発言があった。

○規制改革的なところに関係させていただいてきた昔話的に言うと、もともと教員免許だの医師免許というのが、一旦もらったら一生もらえばなしというのがよくなって、別に取り上げるのが目的でなくて、節目節目に必要な講習とか研修ぐらいはちゃんと受けてもらいましょうということ。ただし、それをやろうとすると、金銭的なコストがかかってしまうので、eラーニングのようなことも使っていきながら、コストパフォーマンスよく目標を実現していこうという議論だった。多分、何でもかんでも無理やりITでやれという趣旨以上の意義とか意味とか大きな政策の文脈というのがあったらと思う。その大きな文脈をしっかり覚えておきながらやるということが多分大事だろうと思う。

そう考えていくと、例えば本人確認ができないとか、そういう問題はやらなければいけないとなったときにどう突破するかを考えていく。

それから、コストの話は、まさにコストパフォーマンスよく必要なことをやっていくためにITを活用していこうという話だったかと思うので、今より本当にコストパフォーマンスが悪過ぎるのだったらそれはやらない方がいい。でも、クラウドの時代になってきたときに、もっとコストパフォーマンスよくできる方法みたいなものを政府の中で周知していったり、環境整備していったりということが必要なのではないか。

○御指摘のとおりであり、調査結果から見えてくるのは、6ページのところで彼ら本人が課題として言っていることも幾つか出てきているのだが、本人確認が心配だとか、ある意味で、今我々の間ではかなり解決されてきている部分でもあるし、それから、コストのところは、クラウドといった新しい技術を使いながらコストを削減していくというような話。そういう意味では、これまで規制改革の文脈の中で本当に皆さんに議論していただいていたことがまだまだ定着していないというか、遅れているという、感じの雰囲気。

ただ1つ、所管省庁と話をする中で、所管省庁と資格試験の実施主体との間がこれほどまでに関係が希薄になっていたかというか、関係が薄れてきていたかというところまでは、我々気づかなかった面があって、そこのところはやや反省すべき点。

対処方針の今後の進め方の中で、今のe-ラーニングの技術とか、論点とか、そういったことも含めて、実施主体とか、あるいはもう少し視点を変えて、こういう資格者を必要とするような業界にどう働きかけをして、コストを全体として削減していくかということも含めてe-ラーニングの導入について考えてみないかということをしていかなければいけないのかなと思っている。本当に御指摘ごもっともで、聞けば聞くほど周回遅れているという気がするので、今度は攻め方を変えていこうと思っている。

○ある資格の制度を所管している省庁としては、制度上は、実施する主体は、e-ラーニングなり、通信教育みたいな形で講義なりを実施することを別に妨げているわけではなくて、通信教育みたいなことをやってはどうかということ为主体側に働きかけをむしろしているのだが、実施する団体の方が尻込みをしているといったやりとりをしている事例も今回ヒアリングしている中であった。そういう資格制度そのものの課題とか、もっとどのようにすればいいのかと考えているところもあることがわかった。

○それは、そもそもその団体に任せていいのか、とか。

○ということもあるのではないかと思われる事例を、我々がサポートみたいなこともできるのかもしれないが、そういった事例もあったということの御紹介。

○いろんな試験があるから性格が違うと思うが、私が大学で講義するときにはいつも気になるのは、私がどういう講義をしているのだろうということをほかの人は知らない。特にこういう国家試験は、それぞれのレクチャーがちゃんとやっているのかと。逆に、e-ラーニングだとわかる。

私は、実は1年間、自分で撮影してみたことがあるが、明らかに緊張度が高まる。だから、e-ラーニングの良さというのは、もちろんコストとか便利の面があるが、同時に、透明性というか、こういう内容の講義をやっているということがはっきりする。標準的な内容を必ず確保できるので、国家資格だから恐らく多くのものはもうパターン化されていて、



テキストをそのまま少し説明すればいいのではないかと思うが、それでもやはり講義のやり方はそれぞれ個性があるから、もしかしたら e-ラーニングの良さというのは、先生方に対する刺激になるのではないかなと思う。

○そういう意味で、我々調査等していた中で幾つかの制度については、まさに講義をいかに一定のレベルに保つかとといったことが課題として挙がっていた。ある意味、実施主体がそれぞれ、ばらばらとは言わないが、共通的な部分のテキストみたいなものを作っているケースはあったりするが、それを本当にきちんと教えられているかといったところ、地域ごとのばらつきみたいなのが課題だと認識しているという回答をいただいた資格制度もあった。

まさにそういったところをカバーするのに e-ラーニングがいいと、今回の各省庁とのやりとりの中で御紹介等はさせていただいて、各省それぞれの制度が抱える悩みみたいところに e-ラーニングがどう対応できるのか、できる限りそういうアプローチはとってきたつもりではあるが、もう少しそういったところを丁寧にやっていくことが必要だろうなども感じているところ。

○この参考資料 5 で真ん中より少し右側に「今後導入に向けて詳細を検討」という欄があって、「○」か「×」と書いてあるのだが、○は全然なくて、空欄があったりするが、空欄というのはお返事もいただけなかったということか。

○○が付いてないところは、より詳細な調査まではお願いしなかったというところ。81 件から 36 件に絞り込んだ、36 件以外のところは、今の時点で検討するかどうかの回答をいただかなかったところで、36 件については×、あるいは、○と書く代わりに検討可能かどうかがついているという状況である。

○私は雑居ビルに入居しているのだが、とにかく防火・防災担当者を決めなければいけないというのがそのビルの管理者から通知が来て、そのときに、うちの何人もいない社員の中から 1 名アサインして、そのときは 2 日間職場を離脱してそういう講習を受けなければいけなくて、この資料で該当するのが「防災管理点検資格者(取得・更新)」になるのかもしれないが、いずれにしても本当に切実に、e-ラーニングみたいなもので受講できればいいと思う。小さな会社にとっては、何人もいないスタッフが 2 日職場を離脱するというのは非常に深刻。

そういう面からも、資格が必要であれば、本当に早く e-ラーニングを導入してほしいとそのときも思ったのだが、ここを見ると、×か、空白になっていて、全然めどがたたないような感じだが、e-ラーニングで本当に問題ないと思う。ぜひ引き続き、こちらは総務省になるなら、総務省の方に働きかけをお願いしたい。

○こういったことを各省庁と調整していくときに、本当に現場ニーズがあるのかということの声をどう我々として持てるかということは、いろんな話を各省と進める上で一つの大事な要素になってくると思うので、今の御指摘を踏まえて今後、そういった声をどう拾っていくかということも頭に置きながら対応を進めていきたいと思う。

○今、なりすましの話があったと思うが、あれは誰か他人がエンドースするということか。今のだったら、社長が、確かにうちのこいつがやっていると言うことで本人確認の代わりにできないか。

○そういったことができる要素というのはあると思う。教員免許の更新の制度に関しては、制度的にはe-ラーニングなり通信教育で各大学の教育学部が講義を提供することが認められているが、その中で、先進的な形で、講義から最後の試験まで一貫して全部e-ラーニングでできるというカリキュラムを提供している大学がある。その大学については、e-ラーニングをやっている途中は声紋認証だとか顔の認証みたいなことを含めて相当ハイレベルの認証をやっているわけだが、その前段階として最初に申し込みをするときに、e-ラーニングで受験させますということ、あるいは、この人が本当に自身の学校の教員です、というところを小学校なり中学校の校長先生に一筆書いてもらって、その人が本人であるということの担保をとっている。これは、別の第三者とか会社の人間、あるいは組織の上役の人間が承認するという形で担保しているという事例であるかと思う。

○それともう一つ、更新するとき、影響力が強いもので一生ものになってしまっているライセンスがある。医師、飛行機の機長、船舶の船長など、膨大な人数の命を握っている。それで、技術はどんどん進歩している。それなのにリニューアルをしないというのはどうということか。これはe-ラーニングと関係ないが、やってもらわないと困るような気がするのだが、そういう話は出ないか。

○今後導入を検討しているのかをそれぞれの資格の実施主体に聞いたら、なるべくやりたくないというのが本音だと思う。それは収入が減るから、検討するインセンティブがない。私もある公益法人で研修をやっているところの理事だったが、そこでは研修で謝礼を取るというのが収入の非常に大きな柱。そのために何人か雇って、全国に派遣して、今年は何人集まった、今年はいくつ減ったとかやっている。それがe-ラーニングになったら激減するわけであるから、先ほど所轄官庁のお話もあったが、資格の試験をやっている団体そのものにやれというのは少し無理な話という気がした。

○今回、実際主催している側と直接お話をしたわけではないのだが、そういったことを懸念されるような要素はあるかと思う。他方、幾つか説明する中で申し上げていたのは、eラーニングとかをやることで、会場を押さえる費用や、あるいは一日1万円とか2万円といった講師の費用、手配の費用を減らせる部分もあったりするのではないかと、やり方によっては、大きく収入も減らさずに、費用もそんなに増えないようなやり方も可能性としてはあるのではないかとといったことは、各省庁に対して問題提起させていただくことはあった。

○これで大体説明いただくことは説明していただいた感じになった。この手の話は項目が挙がっているものに関して粛々とモニターし続けることが大事であり、その間で建設的なやりとりができるようにしていけるといいと思う。何が何でもとにかくIT化を進めること自体が目的ではないわけなので、先ほどのそもそも資格制度の趣旨ってどのようなことになっているかとかいうことについての大きな議論の流れの中で我々が役割を果たしていければいいだろうと思う。それから、先ほどの税の話にしても、本当であれば、より正確性が高まり、より効率的になるはずのものについて、どのようにすればそのゴールに近づけるのかということについて、片側で進捗管理みたいにしてごりごり意地悪なことを言い続けると、逆にいろんな反論が出てきて、その反論の中で建設的な意見が進むというようなプロセスに持ち込めればと思う。

#### <議事（5）閉会について>

遠藤政府CIOより、以下の発言があった。

○とりあえずこれまでのところは、ITを使って何か上手なやり方できないかという形が趣旨で振られてきたものも含めた28項目ということについて、点検をする、あるいは方向の定まっているものは進捗状況を確認するということが主体であったが、調べてみただけでもいろんな問題が残っているので、28項目にこだわらず、今後はもう少し広げていろいろな展開を試みることも必要かと事務局の方では話していた。先ほどの一生もののライセンスというのはいかかなものかということも含めてまだいろいろあると思うので、その辺も構成員の皆様から、こういうものについてはどうかと日ごろ感じておられることも少なからずあると思われるので、そのときはメモをしていただいて私どもに連絡いただき、我々が実態をちゃんとつかんで、よりよい方向に向くように、皆様の御意見をいただくという形で進められるといいのではないかなと思うので、ぜひそういう面での御協力、御指導を賜りたいと考えている。

以上